

# 今後の長期給付事業の見通しについて

財務省主計局給与共済課

令和元年12月2日

# 1. 経過的長期給付の財政見通しについて

## 経過的長期給付の財政見通しについて

- 国共済の経過的長期給付制度については、被用者年金一元化法（平成24年法律第63号）附則第86条の2において、収支及び積立金の状況に鑑み必要な場合には、給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている（地共済についても同法附則第86条の3に同様の規定が置かれている）。
- 積立金の状況を確認するため、国家公務員共済組合連合会（以下「KKR」という。）は、厚生年金の財政の現況及び見通しが作成されたときは、国共済の経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し（地共済に係るものと合算したもの）を作成し、財務大臣に報告することとされている（財務大臣通達（平成27年9月30日財計第2889号））。
- 令和元年8月27日に厚生年金の財政検証結果が公表されたことを受けて、令和元年10月31日に経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しについて、KKRから報告された。

## 令和元年財政見通しの結果

- 経過的長期給付の財政見通しは、厚生年金の財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提として作成され、いずれのケースにおいても、「国共済+地共済」では、将来にわたる収支差額を賄える積立金を保有していることが確認された。
- なお、国共済の積立金は令和4年度中にゼロとなる見込みであり、その後は地共済からの拠出金で国共済の給付を賄うことになる。
- 将来にわたる収支差額を賄える積立金を保有していること、また、今後長期にわたり給付が継続することが確認されたことから、今回の見通し結果によって給付の在り方について所要の措置を講じる必要はないものと判断される。

〔経過的長期給付に係る積立金と収支差額（国共済+地共済）〕

（億円）

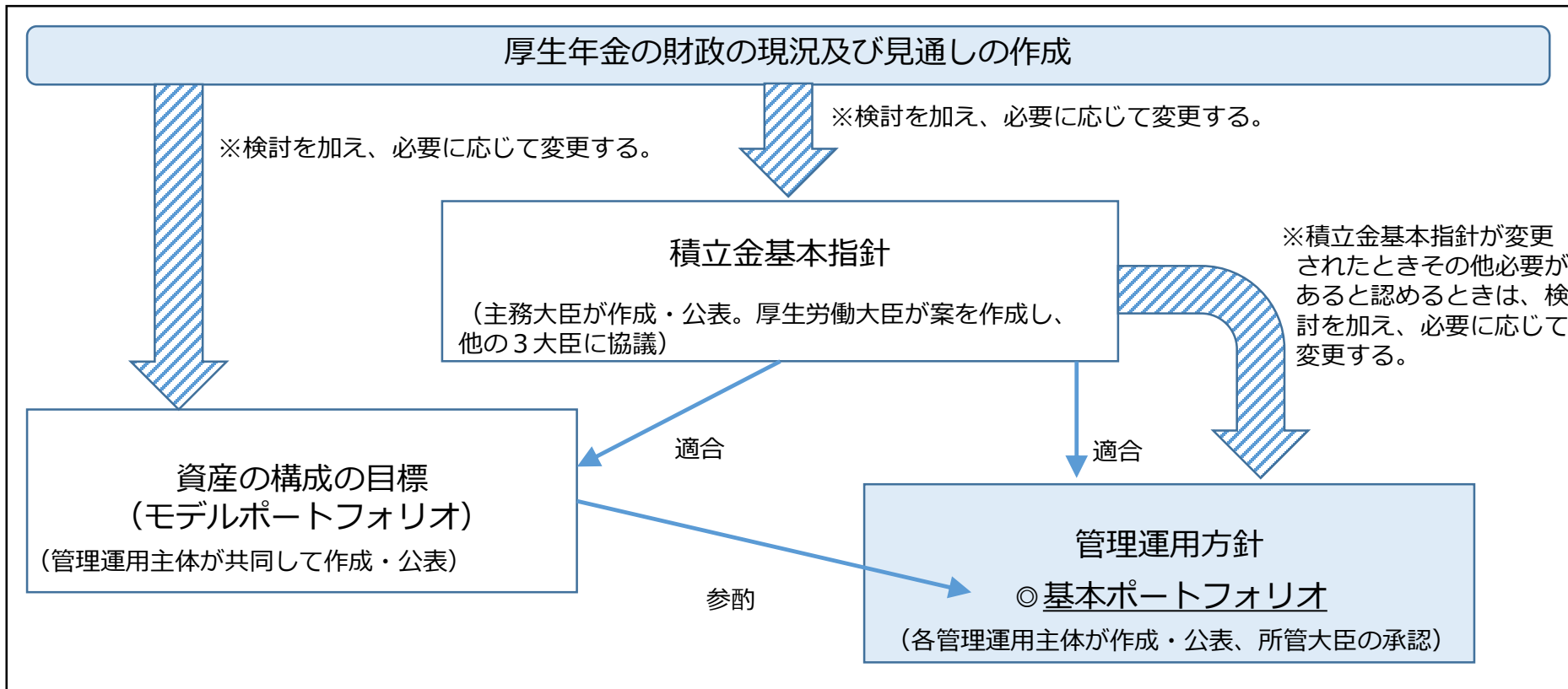
	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	積立金の額 (2018年度末)
収支差額の現在価値の合計	△191,918	△190,589	△188,075	△184,091	△183,469	220,813

注：積立金の額は時価ベースであり、収支差額に運用収入を含まない。

## 2. KKRにおける次期基本ポートフォリオの前提について

## 厚生年金の財政の現況及び見通しの作成に伴う積立金の運用方針等の検討

- 2019年8月27日に厚生年金の財政の現況及び見通しが公表されたことから、厚生年金保険法（第79条の4～6）に基づき、厚生年金積立金の基本指針、資産の構成の目標等について検討を加え、必要に応じて変更する必要がある。



### 〔積立金基本指針 第一の二〕

積立金の運用は、厚生年金保険事業の財政上の諸前提（法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成する際に用いられる厚生年金保険事業の財政上の諸前提をいう。以下同じ。）を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、**必要となる積立金の実質的な運用利回り**（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）を、**最低限のリスクで確保することを目的として行う**こと。

# 財政の現況及び見通しを踏まえたK K Rの次期運用目標の設定

【2019年財政検証：2029年以降の長期の前提】

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に接 続するもの	経済成長と労 働参加が進む ケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と労 働参加が一定 程度進むケー ス	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			経済成長と 労働参加が進 まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%

- 経済前提のすべてのケースの実質的な運用利回り（対賃金でのスプレッド）に対応する値は1.7%であることから、積立金の運用目標が「年金財政上必要となる実質的な運用利回り」であることに鑑み、K K Rの次期基本ポートフォリオを策定するにあたり、実質的な運用利回り1.7%を運用目標として設定することとする。

## KKRの次期基本ポートフォリオのリスク制約の設定

現行のKKRにおける基本ポートフォリオは、社会保障審議会年金部会により厚生年金に対して示された「名目賃金上昇率から下振れするリスク(下方確率)が全額国内債券の場合を超えないこと」を採用しているとともに、「運用目標を最低限のリスクで確保する」観点から、GPIFにおいて導入された「賃金上昇率を下回った場合の平均的な不足額(条件付平均不足率)」を参照している。

- 社会保障審議会資金運用部会（令和元年10月3日）においてGPIFの次期基本ポートフォリオのリスク制約は現行と同様とされたことから、KKRの次期基本ポートフォリオを策定するに当たっても、「下方確率」及び「条件付平均不足率」をリスク制約として設定することとする。

## その他

- 基本ポートフォリオについては、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を踏まえ策定すること。
- 現行の基本ポートフォリオは、適用時に、国内債券の資産構成割合の中央値と実績に大幅な乖離があったため、乖離許容幅を±30%と置いていたが、次期基本ポートフォリオの策定にあたっては、乖離許容幅を適切な範囲に置くこととする。

現行の基本ポートフォリオ

(%)

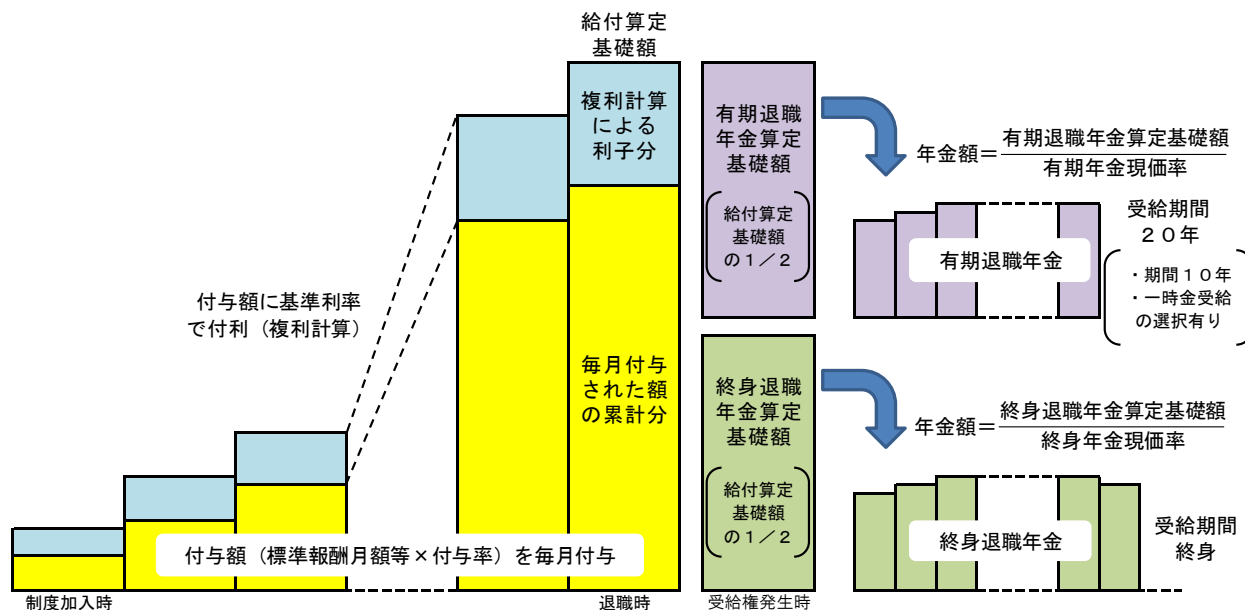
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	35.0	25.0	15.0	25.0	100.0
乖離幅	±30.0	±10.0	±10.0	±10.0	
(参考)GPIFの乖離幅	±10.0	±9.0	±4.0	±8.0	
(参考)地共済の乖離幅	±15.0	±14.0	±6.0	±12.0	

### 3. 退職等年金給付制度における財政運営と積立金運用のあり方について



## 退職等年金給付制度（新3階年金）の概要

- 毎月の付与額（標準報酬月額等×付与率）に、国債利回りを基礎とした基準利率で付利することにより累積された給付算定基礎額について2分の1ずつ有期年金及び終身年金として支給するキャッシュ・バランス方式の給付設計。
- 給付額を決定する基準利率、有期年金現価率、終身年金現価率については、国債利回り、死亡率の見通し等を基礎として、積立金の運用の状況とその見通し、財政の均衡等を勘案して設定し、付与率については、年金水準及び財政の均衡を勘案し設定。ただし、基準利率は下限0%。
- 保険料は労使折半で、保険料率の上限は1.5%。
- 国共済と地共済は財政単位が一元化されていることから、給付や保険料に関する上記の率は国共済・地共済で同率で設定。
- 国共済・地共済との間で、退職等年金給付の円滑な実施を図るため、積立剰余の共済が積立不足の共済に対し積立剰余の範囲内で拠出する財政調整を実施。



※ この他、公務障害年金及び公務遺族年金も給付。

## 財政運営

- 財政方式は積立方式となっており、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、将来にわたって収支均衡するよう保険料率を算定し設定。
  - 財政再計算の際に認識された積立不足又は積立剰余は、保険料率の見直し、又は基準利率や終身年金現価率の見直しによる給付水準の見直しで対応。
- 年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させるとともに、積立金の運用を国債中心とすることにより、給付債務と積立金の乖離を抑制するキャッシュ・バランス方式を取っているが、**保険料で手当てされていない部分（※1）は、保険料で手当てされているが給付されない部分（※2）及び運用収入で賄う。また、給付事務に要する費用は保険料で手当てする。**
- ※1 公務上障害給付・公務上遺族給付の上乗せ部分、産休・育児休業期間中の保険料免除（給付には反映）。
  - ※2 受給前死亡の際の終身年金部分の不支給、組合員期間10年未満の場合の給付算定基礎額2分の1削減。
- 制度発足当初は積立金の積立てを促進するため、次回（第2回）財政再計算までは保守的に給付債務を見込み、保険料率は上限の1.5%としてきた。次回財政再計算においては、給付債務の見込み方を含めて幅広く退職等年金給付制度の在り方について検討することが必要。

## 積立金の運用方針

- 退職等年金給付制度の次の特性を踏まえ、積立金の運用に際して過度にリスクをとらないよう留意。
  - ・制度発足後当分の間は積立金の規模が小さい
  - ・保険料の追加拠出リスクを抑制するために給付設計にキャッシュ・バランス方式を採用している
  - ・保険料率に上限を設けている
  - ・基準利率の指標は国債の利回りを基礎としている
- 目標運用利回りは、財政上必要となる運用利回りである予定利率（基準利率 > 予定利率の場合は基準利率）
- 基本ポートフォリオは国内債券100%※

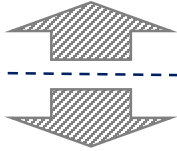
※1国債証券、2地方債証券、3特別の法律により法人の発行する債券（4に掲げるもの及び投資法人債券を除く。）、4資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券、5社債券（相互会社の社債券を含む。）、6預金又は貯金（国共済令の規定により財務大臣の定めるもの）、7財政融資金への預託金、8不動産（予め財務大臣の承認を受けたもの）、9組合に対する貸付金、10連合会の他の経理単位（厚生年金保険経理を除く）に対する貸付金

- 積立不足要因、積立剰余要因があるなかで、追加拠出リスクを抑制する必要があること、組合員等の適当な生活の維持を目的としている制度の趣旨を踏まえ安定的な給付水準を維持する必要があること
- 制度が今後成熟していくなかで、中長期にわたり安定的な運営を確保する必要があることを踏まえ、今後、財政運営上の工夫や積立金の運用のあり方を検討する必要。

退職等年金給付に要する費用負担の原則  
 (国共済法第99条第1項第3号、国共済法施行令第22条第3項)

※ 積立基準額は①から②を控除した額に相当する額を基準として、**財務大臣が定める方法により算定した額**とする。

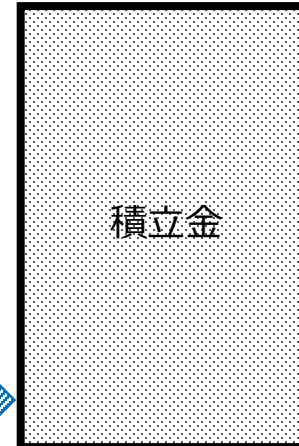
公務上給付の増加により今後増加する可能性



組合員期間10年未満者又は受給前死亡者の増加により今後減少する可能性



育児休業免除等の増加により今後減少する可能性



国共済と地共済の合算で、**将来にわたって均衡を保つことができるようにする**必要

①総給付現価  
 = 給付に要する費用（給付事務に要する費用を含む）の予想額の現価に相当する額

②保険料収入現価  
 = 掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額

## 退職等年金給付制度（新3階年金）の現状

### ○ 財政計算（平成27年）と初回財政再計算（平成30年）の結果

（参考）地共済

	財政計算	初回財政再計算
総給付現価①	17,220億円	19,498億円
標準報酬等現価②	114.8兆円	112.8兆円
積立金③	0	2,701億円
保険料率（①－③）/②	1.500%	1.490%

	財政計算	初回財政再計算
総給付現価①	44,164億円	54,278億円
標準報酬等現価②	294.4兆円	316.0兆円
積立金③	0	6,872億円
保険料率（①－③）/②	1.500%	1.500%

※1 財政計算の予定利率は0.48%、初回財政再計算の予定利率は0.20%とし、基準日における実績等を基に計算。

※2 給付が削減される受給前死亡や組合員期間10年未満脱退の出現率を0%とする等、総給付現価を保守的に算出するとともに、産休・育児休業期間中の保険料免除を考慮せず標準報酬等現価を算出。

※3 現在の保険料率1.50%は総給付現価等について上記のように保守的に計算した上で、国共済と地共済を合計して算出。

### ○ 退職等年金給付積立金の資産構成割合（平成30年度末）

（参考）地共済 ※

国内債券	3,755億円	98.2%
うち財投預託金	1,236億円	32.3%
国債	906億円	23.7%
共済独自資産	1,614億円	42.2%
短期資産	69億円	1.8%
合計	3,825億円	100.0%

国内債券	9,253億円	96.0%
うち地方公共団体金融機構債	6,038億円	62.6%
国債	323億円	3.4%
その他	2,892億円	30.0%
短期資産	386億円	4.0%
合計	9,639億円	100.0%

《H27.10～H31.3における平均運用利回り＝2.84%（簿価）》 《H27.10～H31.3における平均運用利回り＝0.49%（簿価）》

※ 地方公務員共済組合連合会「平成30年度業務概況書 退職等年金給付積立金」を参照。

## 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

### （費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（略）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

三 **退職等年金給付に要する費用**（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。次項第三号において同じ。）**については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額**（第二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）**と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額**（第二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）**との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金**（同法第二十四条の二（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第二条の三第一項第四号において同じ。）**の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすること。**

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもって充てる。

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

## 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）

### （給付に要する費用等の算定方法）

#### 第二十二条

3 **国の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第九十九条第二項第三項に規定する掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、財務大臣が定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、連合会が退職等年金給付積立金の運用収益の予測を勘案して財務大臣が定めるところにより合理的に定めた率とする。**